

公益社団法人全国大学保健管理協会会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会（以下「協会」という。）の定款第5条第2項及び第7条の規定に基づき、協会の会員及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 正会員は、協会の目的に賛同する次の各号に掲げるものとする。

(1) 第一種会員 学校教育法第1条に定める大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）の代表者

(2) 第二種会員 大学の保健管理に関する研究者及び実務者

2 第一種会員は、大学の代表者若しくは代表者の委任を受けた者を通して、会員としての権利を行使するものとする。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、協会の目的に賛同し、法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人とする。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、協会に対し、特に功労のあった者で総会において推薦された者とする。

(会費)

第5条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

(1) 第一種会員 大学の規模に応じて下記の金額とする。

A 区分（学生数 1,000 人以下） 20,000 円

B 区分（学生数 1,001～3,000 人） 40,000 円

C 区分（学生数 3,001～5,000 人） 70,000 円

D 区分（学生数 5,001～10,000 人） 100,000 円

E 区分（学生数 10,001 人以上） 120,000 円

(2) 第二種会員 3,000 円

(3) 賛助会員 1 口 10,000 円、1 口以上

(会費の用途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

(会費の納期)

第7条 会員は、毎事業年度6月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費及び納期)

第8条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会の時期にかかわらず会費年額とする。

2 前項の会費の納入は、協会から入会承認の通知を受けた日から1月以内とする。

(会費の返還)

第9条 既納の会費は、誤納付等を除きこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人全国大学保健管理協会の設立の登記の日から施行する。